

リハビリテーションに関する 選定療養費について

2024年6月1日改定

「選定療養」とは、患者様が自ら希望して選択し、別途に費用負担をすることで受けることが出来る追加的な医療サービスのことです。疾患別リハビリテーションの標準的算定日数（保険適応期間）を超えた場合は、月13単位を限度として保険適応となります。月に13単位以上リハビリテーションを実施する場合は、選定療養費として自費負担となります。

ご希望される場合は、医師・理学療法士にご相談いただき、リハビリテーションに係る「選定療養費」をご利用いただく際は、「選定療養費に係る同意書」を提出していただくこととなります。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます

診療の名称	保険適応 期間	負担金額（税込）
運動器リハビリテーション料 (I)	150日	1,870円 (20分につき)